

ドイツ連邦共和国連邦参議院の招待による同国公式訪問
参議院議院運営委員長一行報告書

団 長	参議院議院運営委員長	中川 雅治
	参議院議員	野上浩太郎
	同	牧野たかお
	同	渡辺 猛之
	同	小見山幸治
	同	前川 清成
	同	山本 博司
	同	室井 邦彦
	同	井上 哲士
同 行	委員部議院運営課長	金子 真実
	委員部議院運営課調整主 幹	光地 耆朗
	参事	鈴木 祐子

一、始めに

本議員団は、ドイツ連邦共和国連邦参議院の招待により、平成二十七年九月二十八日から十月二日までの五日間、同国を公式訪問した。

日程は次のとおりである。

九月二十八日	東京発フランクフルト着 フランクフルト発ベルリン着（三泊）
二十九日	ペトラ・ジグムント外務省東アジア部長との会談 ベアテ・ジェスキー外務省難民・移民担当局長との会談 連邦公文書館視察 在留邦人との意見交換
三十日	連邦参議院訪問 フォルカー・ブフィエ連邦参議院議長との会談 連邦議会訪問 連邦議会警備担当者からの説明聴取 ジルヴィア・コッティング＝ウール独日議員連盟会長との会談
十月 一日	ベルリン発フランクフルト着 ルチア・プットリッヒ・ヘッセン州連邦・欧州問題担当大臣との会談 マッシーモ・ロスターニョ欧州中央銀行金融政策局長との会談

フランクフルト発（機中泊）

二日 東京着

二、ドイツ連邦共和国の議会制度と政治経済事情

（一）議会制度

ドイツの議会制度は、連邦議会（定数五百九十八名、任期四年）及び連邦参議院（定数六十九名、任期規定なし）の二院制である。連邦議会の議員は直接選挙により選出されるが、連邦参議院の議員は人口比に応じ各州三から六名の州政府代表団（州首相、州閣僚及び州省庁次官等）で構成される。フォルカー・ブフィエ連邦参議院議長は、ヘッセン州の首相を兼務している。

なお、ブフィエ議長は、二〇一五年七月に訪日し、山崎参議院議長等と会談を行っている。

（二）政治経済事情

我が国と関係があり、また、ドイツで議論になっている主な政治経済事情は以下のとおりである。

ドイツでは二〇一五年六月にエルマウ・サミットが開かれ、二〇一六年五月に伊勢志摩サミットを開催する我が国はドイツから議長国を引き継ぐ関係にある。

エネルギー政策について、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、ドイツでは二〇二二年までに全ての原子炉を段階的に停止させることを決定した。

派遣時におけるドイツの最大の政治課題は、中東・アフリカ情勢の悪化を受けて、二〇一五年以降、シリアを主とする中近東方面からドイツに向かう難民が急増したことへの対応であった。

三、要人等との会談要旨

（一）フォルカー・ブフィエ連邦参議院議長との会談

冒頭、ブフィエ議長から、議員団の訪問に対し歓迎の意が示されるとともに、七月に訪日し参議院等を訪問した際のもてなしに感動を覚えたとの挨拶があった。

中川委員長からは、山崎参議院議長からブフィエ議長宛ての書簡を預かっており、今回の訪問が両国にとって更なる議会間交流の強化に資することを期待している。また、日独両国は、基本的な価値観を共有するパートナーとして様々な分野において長年協力関係にあり、今後も世界的な課題の解決に向けて両国が連携する余地は大きいと考えているとの挨拶があった。

ブフィエ議長から、来る十月三日は東西ドイツ統一から二十五周年の記念日であり、自身が首相を務めるヘッセン州で式典が開催されることが紹介された。また、同議長から、ドイツがヨーロッパの中でリーダーシップを発揮できている要因としてドイツ統一の成功が挙げられ、ギリシャ債務危機、ロシア・ウクライナ問題といったヨーロッパにおける政治的、経済的な課題についてドイツは各国を

取りまとめる大きな役割を期待されている。今日最も大きな問題は難民問題であり、国民は難民を支援したいという意思を示す一方で不安感も抱えている。国境管理の問題でありドイツ一国で解決できる問題ではないため、ヨーロッパ全体で解決策を模索する必要があるとの発言があった。

ブフィエ議長の発言を受けて、中川委員長から、難民問題は日本の問題としても捉えなければならない時期に来ているとの発言があった。

会談後、議場等の連邦参議院施設を視察した。

(二) ジルヴィア・コッティング＝ウール独日議員連盟会長との会談

議員団は、コッティング＝ウール独日議員連盟会長（野党・緑の党）及びライナー・アルノルト議員（与党・社会民主党）と会談した。

コッティング＝ウール会長から歓迎の意が示された後、中川委員長から、日独議員連盟には多くの国会議員が名を連ねており、議会間の交流を通じて両国間の関係を一層強化していきたいとの挨拶があった。

議員団から、難民問題への対応について質問があり、アルノルト議員から、難民問題対応のため、難民申請の事務処理を迅速化する等の立法を行ったが、長期的な視野に立ち、そもそも難民が発生しないようにする根源的解決が必要であるとの回答があった。また、コッティング＝ウール会長から、メルケル首相も少子高齢化が進む中で難民は労働力としてドイツに資するという考えで受入れを進めており、野党ではあるが首相の考えに賛同しているとの発言があった。

中川委員長から、政治的難民だけでなく経済的難民も受け入れる決断をしているのかとの質問があり、コッティング＝ウール会長から、難民法の対象に経済的難民は含まれていないが、今後、気候変動等の環境問題に由来する難民など政治的難民か経済的難民かの区別が難しいものが増加するという印象を持っているとの回答があった。

コッティング＝ウール会長から、CO₂削減など日本の環境政策について質問があり、中川委員長から回答した。

(三) ルチア・プットリッヒ・ヘッセン州連邦・欧州問題担当大臣との会談

冒頭、プットリッヒ大臣から、議員団の訪問に対し歓迎の意が示されるとともに、七月のブフィエ連邦参議院議長の訪日に同行し大変多くのことを経験し学ぶことができたとの挨拶があった。

大臣が消費者保護相だった経歴を踏まえ、我が国の民法改正案審議を念頭に貸金における上限金利の規制や訪問販売等における不招請勧誘について議員団から質問があり、ドイツ政府の消費者保護政策について回答があった。

難民の流入がドイツ国民全体の労働条件を低下させる懸念について議員団から質問があり、最低賃金の規制は難民にも平等に適用されているとの回答があった。

原子力発電所の使用済核燃料の処理について議員団から質問があり、最終的な処理地として協定により定められた場所が実際にはふさわしくなく新たな処理地を選定中であるが、脱原発により代替・再生エネルギーへの住民の関心及び評価

が高まったとの指摘もあったとの回答があった。

(四) ペトラ・ジグムント外務省東アジア部長との会談

ジグムント部長から、独日間では政治レベルだけでなく市民社会レベルでも緊密な協力関係が存在し、二〇一五年十月の独日週間では市民フォーラム等が開催される予定であるとの説明があった。また、先日、シュタインマイヤー外務大臣と岸田外務大臣が、G7議長国の引継ぎで電話会談を行った際、難民問題について日本政府から協力姿勢が示されたことに感謝しているとの発言があった。

サミット開催に当たり、各国との意見調整の方法や会場警備の問題について議員団から質問があり、メルケル首相がG7及び招待国を事前に訪問し協議内容の調整を行ったことは、サミットを成功に導いただけでなく、国際社会に対するサミットのテーマそのものの宣伝にもつながり、ヨーロッパの中でG7に反対する勢力が増えてきているところ、デモへのセキュリティ対応として有効であったとの回答があった。

ドイツ経済の今後の展望について議員団から質問があり、二〇〇四年以降に労働市場の改革を行ったこと等の要因により、ドイツ経済は好景気を維持している。他国で見られるような工業セクターの減少、サービスセクターの増加といった傾向が限定的であり、工業セクターの中でも中小企業が多く維持されている点が特徴として挙げられるとの回答があった。

ドイツのエネルギー政策と好調な経済の関係について議員団から質問があり、原子炉停止に伴う電力価格の値上げによって国際的競争力を削られるという産業界の声もあるが、節電や再生可能エネルギーの拡大が逆に新しい市場を生む可能性があると考えているとの回答があった。

ドイツの核兵器廃絶への取組について議員団から質問があり、ドイツは核兵器を保有しておらず核軍縮に賛成であるとの回答があった。

また、ジグムント部長から、日本の少子高齢化の進捗具合とその対策、日本におけるG7等に反対する反グローバリズム勢力の存在について質問があり、議員団から回答した。

(五) ペアテ・ジェスキー外務省難民・移民担当局長との会談

ジェスキー局長から、ドイツ及びEUは難民問題に鋭意対応しているが、難民発生国の安定、難民の通過国の政情安定といった根本原因の解決はなされていない。ドイツ・オーストリア国境では一日当たり平均五千人の規模で難民が流入していることから、一人一人の身分証明登録が不可能な状況となっており、入国管理の体制を現在整備中である。政府としては、ドイツ国民の大半がシリア難民に対して受入れの姿勢を示していることを有り難く思っているが、一方で、国民は政府に対し難民問題を制御することを求めている。難民の流入問題に対しては、人道的な保護措置を適切に行うこと、難民認定の法的な枠組みを構築すること、難民が発生する原因をなくしていくことといった包括的な対策が必要であるとの説明があった。

議員団から、受け入れた難民の生活の安定についてどのように考えているのかとの質問があり、現在では労働力として定着することを期待して難民申請期間中の難民の就労が認められるようになるなど、難民が早い段階で雇用されるようになってきているとの回答があった。

(六) マッシーモ・ロスターニョ欧州中央銀行金融政策局長との会談

ロスターニョ局長から、日本の議員団との面談は初めてであるとの発言があり、歓迎の意が示された。続いて、欧州経済圏は、二〇〇八年のリーマン・ショック後、危機的な状況にあった。その後、ドイツのように危機から回復できた国もあるが、一方で回復できていない国もある。そのような状況の中、二〇一一年から二〇一二年にかけて債務危機が襲い、イタリア、ギリシャ、スペイン等では銀行の貸し渋りが発生することで景気が悪化した。二〇一四年以降、欧州中央銀行では二つ対策を立てた。一つ目は長期資金供給オペレーションであり、二つ目は資産買付けの拡大である。欧州中央銀行ではインフレ率が二%程度になるように目標を設定しているが、現在のインフレ率は〇・一%程度にとどまっているので、二つの対策を活用して対応しているとの説明があった。

議員団から、様々な国家から成るヨーロッパ全体に対し一つの金融政策で機能し得るのかとの質問があり、債務危機のあった二〇一一年頃からヨーロッパ内の国家の不均質性はより大きくなり、金融政策上、困難な状況となっているが、欧州中央銀行の役割は各国の経済状況を可能な限り同じ方向に収斂させるよう努力することと考えているとの回答があった。

また、ドイツがユーロという単一通貨を使用していることでユーロ安の悪影響を受けているのではないのかとの質問が議員団からあり、ドイツは輸出に頼っておりユーロ安で逆に恩恵を受けていると考えているとの回答があった。

(七) 連邦公文書館担当者からの説明聴取

アネッテ・マイブルク連邦公文書館職員から、次のような説明を受けた。

連邦公文書館は、一九五二年に設立された。対象機関は行政機関及び連邦憲法裁判所等であり、連邦議会は含まれていない。議会は独自の公文書館を備えている。

公文書館の所蔵資料の書架延長は約三百キロメートルになる。内訳は、西ドイツ及び統合後のドイツの文書が約百九十キロメートル、東ドイツの文書が約六十キロメートル、ドイツ帝国時代の文書が約五十キロメートルである。行政機関から、毎年約六キロメートルの文書の保存要請があり、公文書館において審査の上、保存する文書を決めている。

保存文書については、非公開期間を過ぎていれば誰でも閲覧できる。非公開期間は、特定個人に関連する情報が含まれていなければ三十年である。

特定個人に関連する情報は、原則として死亡の三十年後に公開される。

(八) 連邦議会警備担当者からの説明聴取

ディートマー・ヒュゼマン＝メンゲ連邦議会職員等から、連邦議会警察は、入

口の管理をしている百四十名（ほかに、外部委託職員が二百八十名いる。）と建物の警備をしている二百名から成る。建物の外は主にベルリン州警察が警備しているとの説明を受けた。

その後、質疑応答があり、以下のように議員団からの質問に対し回答があった。

議会警察の職員は制服を着用しているのかとの質問に対し、建物内にいる職員は武器を携帯しているが制服は着用していない。制服を着用すべきかどうか議員の判断は分かれているとの回答があった。

建物外にいる州警察は不審者が建物内に侵入した後も対処できるのかとの質問に対し、実質的には対応可能であり、テロリストが侵入した際は州警察の特殊部隊に応援を頼むことになるとの回答があった。

州警察の応援は議長から要請するのかとの質問に対し、法律上は議長の権限だが、差し迫った危険がある場合、議会警察の長が判断し事後的に議長の承諾をもらうこともあるとの回答があった。

議会警察職員の採用についての質問に対し、連邦又は州の警察の経験者を採用してきたが、テロの危機等が高まっていることから、近年、経験者の採用が難しくなっており、議会警察職員を連邦警察の教育機関に派遣する形での養成を始めたとの回答があった。

外部車両の入構管理についての質問に対し、管理は地下の駐車場で集中的に行っており、登録してある運転手及び車両のみが入構できる。車両のスキャンと荷台の目視により、安全管理を行っているとの回答があった。

説明聴取後、連邦議会施設を視察した。

四、終わりに

今回の訪問では、ドイツ連邦参議院議長、独日議員連盟のメンバー、ヘッセン州連邦・欧州問題担当大臣との会談や外務省東アジア部長、同省難民・移民担当局長、欧州中央銀行金融政策局長等との会談を通じ、ドイツを始めとするヨーロッパの重要課題等について理解を深めることができた。また、連邦公文書館担当者や連邦議会警備担当者からの説明を聴取することにより、ドイツにおける公文書管理や議会警備の現状と課題についての知見を得ることができた。さらに、ドイツで活躍している邦人の方々との意見交換を通じて、それぞれの立場での課題や要望等について認識を新たにすることができた。

今回の訪問に際し、中根猛在ドイツ大使、神山武在フランクフルト総領事を始め、在外公館員等多くの方々の協力を得た。

報告を終えるに当たり、ドイツ議会及び訪問機関の関係者、在留邦人、在外公館の方々には心より御礼を申し上げたい。